

## 仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

## 1 改正の理由

- (1) 令和4年度の国民健康保険料算定に向けて、「国民健康保険法施行令」が改正されたことを踏まえ、未就学児に係る均等割保険料の軽減措置について規定整備を行うもの。
- (2) 令和4年度の国民健康保険料算定に向けて、「国民健康保険法施行令」の改正が予定されていることを踏まえ、保険料の賦課限度額を改定するもの。

## 2 改正の概要

- (1) 未就学児に係る均等割保険料のうち5割を軽減する。
- (2) 保険料賦課限度額を以下のとおり、引き上げる。

「基礎賦課額」の限度額	(現行) <u>63</u> 万円	→	(改定案) <u>65</u> 万円
「後期高齢者支援金等賦課額」の限度額	(現行) <u>19</u> 万円	→	(改正案) <u>20</u> 万円
※「介護納付金賦課額」の限度額	(現行) 17万円	→	(据え置き) 17万円

## 3 施行日

令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の保険料から適用する。